

【協議事項（３）】

（３）ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和７年度生活交通確保維持事業に係る地域公共交通計画の変更について

１．主旨

ふれあいバス印旛・本埜支所ルートについては、国から交通不便地域の指定を受けた「竜腹寺・荒野」地区の移動手段の確保を目的に、国の補助制度を活用しながら運行しています。

令和７年度事業につきましては、令和６年６月１４日開催いたしました本会議において、ご承認をいただき、関東運輸局へ認定申請書を提出しています。

このたび、令和７年４月１日から、運行事業者の社名が変更となることから、認定申請書における、記載事項の変更が生じるため、地域公共交通会議の協議を経て、地域公共交通計画変更届出書の提出が求められていることから、本会議においてご審査いただくものです。

２．配布資料

資料１ 地域公共交通計画変更届出書

資料２ 地域公共交通計画別紙

資料３ 表１ 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

陸上交通様式第１（日本産業規格Ａ列４番）

印西交第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 印西市地域公共交通会議
住 所 千葉県印西市大森2364番地2
代表者氏名 会長 米井 雅俊

地域公共交通計画変更届出書

令和６年９月２６日付け関交企画第７７号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日
令和 年 月 日

○ 変更箇所
地域公共交通計画別紙
18. 協議会の開催状況と主な議論

表１中 運送予定者名
変更前…ちばレインボーバス株式会社
変更後…京成バス千葉セントラル株式会社

○ 変更理由
京成グループのバス事業会社再編のため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

地域公共交通計画 別紙

令和 6 年 月 日

（名称）印西市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

印西市においては、市域中央を東西に走る北総線と市域北部を東西に走るＪＲ成田線の鉄道路線を地域間交通ネットワークとして、当該路線と接続する路線バス、コミュニティバスなどによって、公共交通網が形成されている。

「竜腹寺地区・荒野地区」では、高齢化も進展し、また商業施設や医療施設がなく、日常生活における買い物・通院等、高齢者の生活を支える生活交通等の運行を行う必要がある。また、本埜地区及び印旛地区ではコミュニティバスが運行されておらず、さらに本埜地区では路線バスが２系統運行されているものの、バス停については数が少なく、地区内全域をカバーする交通機関が存在しない状況である。

こうした中で、市内には半径１キロメートル以内にバス停留所、鉄軌道駅、港湾及び空港が存在しない、いわゆる「交通不便地域」が点在しており、この計画では、地方運輸局長から交通不便地域の指定を受けた「竜腹寺地区・荒野地区」の住民を主な対象者とした移動手段を確保することが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ふれあいバス印旛・本埜支所ルートを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

一便あたりの平均利用者数の目標を、13 人とする。

運行開始以降、減少傾向にあった利用者数を回復させるため、ダイヤの見直しや市の広報紙、ホームページ等で周知を行い、利用者増加に向けた取り組みを行ってきた。その結果、当初の目標値であった一日あたりの平均乗客数 50 人を、平成 28 年度に達成することができた。その後も利用者が伸びていたことから、目標値を上方修正し、利用者数の増加を目指した取り組みを引き続き実施してきた結果、平成 30 年度は一日あたりの平均乗客数は 10.2 人となった。

令和元年には、ルートを延伸し、東ルート、六合路線、乗合タクシースワン号と乗り継ぎを可能にすることで、交通不便地域への更なる対応と地域住民の生活の足の確保に向けた取り組みを実施したが、平均利用者数は令和元年度から令和 3 年度にかけて、新型コロナウイルスの影響もあり減少した。令和 4 年度については多少の回復が見られた。

年 度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
平均利用者数	5.8人	7.4人	8.7人	10.2人

年 度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
平均利用者数	9人	8.7人	7.4人	9.1人	9.4人

（印西市地域公共交通計画 P 7 5 参照）

（２）事業の効果
・公共交通不便地域の解消を図る。 ・買い物、通院等、地域住民の日常の活動機会を確保する。 ・交通弱者とされる方々の移動手段を提供し、社会参加の機会を確保する。
３． ２． の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市広報、ホームページ等による利用促進に向けた周知（印西市） ※印西市地域公共交通計画 P 9 7 ～ 9 9 参照 ・系統や便数、運行ダイヤの見直し（印西市、事業者） ※印西市地域公共交通計画 P 7 9 参照 ・バス待ち環境の改善（印西市、事業者） ※印西市地域公共交通計画 P 9 2 ～ 9 4 参照
４． 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 を添付。
５． 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るふれあいバス印旛・本埜支所ルートについて、その運行に係る費用総額 19,097,895 円のうち、印西市から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
６． ２． の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
７． 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
８． 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
９． 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表５を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和３年３月	印西市地域公共交通計画を策定
・令和６年６月１４日	交通不便地域認定申請及び地域公共交通計画別紙について協議し、合意を得る。
・令和７年１月２４日	地域公共交通計画変更届出書について協議し、合意を得る。
19. 利用者等の意見の反映状況	
委員 29 名のうち 7 人を市民から選考しており、本計画は市民代表を含む会議に諮っている。 本計画の新規ルート運行を位置づけた印西市地域公共交通総合連携計画の策定時に、市民アンケート及び意見公募を実施した。取得したデータ及び意見等については、本計画の策定及び計画事業の実施にあたり参考としている。 市内公共交通に関する意見については事務局で随時受付けており、必要に応じ会議に諮っている。	

協議内容を追記

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県印西市大森 2 3 6 4 番地 2

(所 属) 印西市企画財政部交通政策課

(氏 名) 金井 浩之

(電 話) 0476-33-4457

(e-mail) koutsuuka@city.inzai.chiba.jp

表１ 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表７・別表９・別表１０）			
			起点	経由地	終点						運行態 様の別	基準ハで該当する要件 （別表７・９）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表７のみ）
印西市	京成バス千葉セントラル株式会社	(1) ふれあいバス 印旛・本埜支所 ルート	印旛支所	本埜支所、印西牧の 原駅南口、牧の原学 校給食センター、印西 牧の原駅南口、本埜 支所	印旛支所	往31.8km 復 循環	365日	1825回			路線 定期 運行	②(2)	印西牧の原駅及 び印旛日本医大 駅で、鉄道「北総 線・京成成田空港 線」に接続	③
	京成バス千葉セントラル株式会社	(2) ふれあいバス 印旛・本埜支所 ルート	印旛支所	本埜支所	印西 牧の 原駅 南口	往13.5km 復 km	365日	182.5回			路線 定期 運行	②(2)	印西牧の原駅及 び印旛日本医大 駅で、鉄道「北総 線・京成成田空港 線」に接続	③
	京成バス千葉セントラル株式会社	(3) ふれあいバス 印旛・本埜支所 ルート	印西牧の 原駅南口	牧の原学校給食セン ター、印西牧の原駅南 口、本埜支所	印旛支所	往18.3km 復 km	365日	182.5回			路線 定期 運行	②(2)	印西牧の原駅及 び印旛日本医大 駅で、鉄道「北総 線・京成成田空港 線」に接続	③
		運送予定者名の変更 （変更前）ちばレインボーバス株式会社 （変更後）京成バス千葉セントラル株式会社				往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９又は別表１０）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。